

議第31号

三島市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

三島市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年三島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

別表第2流域関連公共下水道事業の項中「萩」の次に「、佐野」を、「富士見台」の次に「、佐野見晴台1丁目、佐野見晴台2丁目」を加え、「及び川原ケ谷」を「、川原ケ谷及び長伏」に、「675.6ヘクタール」を「719.3ヘクタール」に、「42,300人」を「43,200人」に、「23,343立方メートル」を「23,836立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士